

第4回阿蘇市議会会議録

1. 令和3年11月26日 午前10時00分 招集
2. 令和3年12月10日 午前10時00分 開議
3. 令和3年12月10日 午前11時18分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
9 番	園田浩文	10 番	菅敏徳
11 番	市原正	12 番	森元秀一
13 番	大倉幸也	14 番	田中弘子
15 番	五嶋義行	16 番	藏原博敏
17 番	古木孝宏	18 番	田中則次
19 番	河崎徳雄	20 番	湯浅正司

欠席議員

なし

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	坂梨光一	総務部長(選管事務局長)	高木洋
市民部長(福祉事務所長)	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長(水道局長)	藤田浩司	教育部長	山口貴生
阿蘇医療センター事務部長	井野孝文	総務課長	村山健一
福祉課長	松岡幸治	農政課長	佐伯寛文
建設課長	中本知己	財政課長	廣瀬和英
教育課長	藤井栄治	監査委員事務局長	渡邊一倫
政策防災課長	山本繁樹	ほけん課長	山中昭人
観光課長	秦美保子	住環境課長	加藤勇二郎
市民課長	森永智保	まちづくり課長	荒木仁
税務課長	市原修二	波野支所長	岩下勝則

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	本山英二	議会事務局次長	市原多喜男
--------	------	---------	-------

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第74号 阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- ② 議案第75号 阿蘇市部設置条例等の一部改正について
- ③ 議案第76号 阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第77号 阿蘇市手数料条例の一部改正について
- ⑤ 議案第80号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について
- ⑥ 陳情第1号 所得税法第56条の廃止を求める陳情書

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第78号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について
- ② 議案第80号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について
- ③ 議案第82号 令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- ④ 議案第83号 令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- ⑤ 議案第84号 令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）について
- ⑥ 議案第85号 令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第3号）について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第79号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について
- ② 議案第80号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について
- ③ 議案第81号 令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- ④ 議案第86号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」）
- ⑤ 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇中央公園）

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第1 発委第2号 阿蘇市議会基本条例の制定について

追加日程第2 発議第1号 阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 20 名であります。したがって、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしました。その経過と結果について御報告をいたします。

まず、一般質問の取扱いについて、今期定例会の一般質問の通告者は 8 名であります。したがって、一般質問を 12 月 13 日と 14 日の 2 日間とし、13 日 5 名、14 日 3 名といたしましたので、議員各位の御協力をお願いいたします。

次に、委員会発議による議案 1 件、議員発議による議案 1 件の提出がありました。したがって、本日議案の配付を行うとともに、本日の日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略しまして採決することにいたしました。

以上、議会運営委員会の会議結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、日程に従いまして、議事を進めてまいります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 74 号 阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について
- ② 議案第 75 号 阿蘇市部設置条例等の一部改正について
- ③ 議案第 76 号 阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第 77 号 阿蘇市手数料条例の一部改正について

⑤ 議案第 80 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について

⑥ 陳情第 1 号 所得税法第 56 条の廃止を求める陳情書

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 74 号「阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」他 5 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。総務常任委員長報告を始めます。

令和 3 年第 4 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件、陳情 1 件、その他 1 件であります。11 月 30 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 74 号「阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」であります。

委員より、「本条例の適用は『善意でかつ重大な過失がないとき』と規定されているが、重過失となる場合の判断は。」との質疑があり、総務課長から、「個人に賠償を求める裁判に至った中で、その判決によって重大な過失があると結論づけられるかどうかだと考えます。」との答弁がありました。

また、委員より、「批判的にみた場合、畜産クラスター裁判があったからこの条例を上程したのではないかと受け取られかねない。阿蘇地域全市町村が 12 月の定例会に同様の提案をしているのか。」との質疑があり、課長から、「県内では、12 の自治体等が 9 月までに本条例の制定に至っている状況の中、阿蘇地域各町村においても、12 月定例会への上程が進められています。本市においては、法が施行された令和 2 年 4 月時点では、参酌する基準以外に設定するための比較対象となる事案もなく、すぐに議案として提出するとの判断は難しかったことから、他の自治体の状況なども勘案し、今議会におきまして提案させていただいたところです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 75 号「阿蘇市部設置条例等の一部改正について」であります。

委員より、「ほけん課が 2 つに分かれる計画であるが、その理由を。また、土木部上下水道課となった場合、同じ課に特別会計と企業会計と 2 つの会計が存在するようになるのか。」との質疑があり、総務課長から、「ほけん課を健康増進課と分けた理由は、母体が大きくなっているために業務の分散と平準化を進めるものです。また、上下水道課については、令和 4 年度は特別会計と企業会計となり、令和 5 年度までに公営企業会計の適用となる下水道事業会計と水道事業会計の 2 つになります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 76 号「阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正について」であります。

監査委員事務局長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 77 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」であります。

委員より、「火薬類の譲渡しや譲受けに対する審査手数料は、『1 件につき』として手数料の額が定められているが、1 件の基準は。」との質疑があり、総務部長から、「譲渡しや譲受けをする際の申請に対する手数料であるため、種類や量にかかわらず、その申請ごとに 1 件としています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」であります。

まず、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より、「波野地区福祉バスについて、多いときで 1 便当たりどのくらいの利用があるのか。」との質疑があり、波野支所長から、「新型コロナウイルス感染症対策に係る熊本県リスクレベルの引下げに伴い、10 月 5 日から本格的な運行を再開し、10 月は 14 日間運行した中で、5 人以上乗車された日が 8 日間、うち、6 人以上の日が 3 日間ありました。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「原油価格が高騰しているが、今回購入予定の車両はガソリン車になるのか。また、降雪への対応としてスタッドレスタイヤなどの準備は。」との質疑があり、支所長から、「送迎用の 10 人乗り車両はガソリン車しかありません。四輪駆動車を予定していますが、併せてスタッドレスタイヤも購入予定です。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より、「定年延長については、何年延長になるのか。これは国から示されるのか。」との質疑があり、総務課長補佐から、「今回、国が 65 歳まで定年延長を行うことに合わせて地方公務員法が改正され、本年 6 月に公布、令和 5 年 4 月 1 日に施行となっています。この改正では、職員の退職年齢を段階的に引き上げる改正がなされ、60 歳になった時点で再任用にするか、そのまま定年延長にするかを選択できるようになっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「出産育児休暇の最長取得期間とその間の給与の支給割合は。また、男性の育児休業の取得状況は。」との質疑があり、人事係長から、「育児休業期間は、子が 1 歳に到達する日までが基本ですが、保育園に入れないなどの特殊な事情がある場合は、3 歳に達する日までの延長が可能となっています。この間、給料は無給になりますが、共済組合から育児休業手当金として半年間は給料の 67 パーセント、半年を過ぎると 50 パーセントの額が最長 2 年間支給されます。また、男性の育児休業の取得例はありません。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「火災焼失した市有林 10 ヘクタール分に対する森林保険金として、約 2,000 万円が計上されているが、この掛金などの説明を。」との質疑があり、財政課長から、「この保

険は、森林保険法等に基づくセーフティネットとして森林組合が窓口となり阿蘇市が加入しているものです。保険料については植林をする際に 10 年分を掛けていますが、今回焼失した分の掛金は約 60 万円です。」との答弁がありました。

次に、「政策防災課」の予算について審査を行いました。

委員より、「災害時の備蓄品について、使用期限が過ぎた場合には、どのように処分等するのか。」との質疑があり、政策防災課長から、「備蓄食料については、ここ 2、3 か月以内に賞味期限を迎えるものはありませんが、期限が近づいたものについては、社会福祉協議会のボランティアセンターが主催する防災イベントにサンプル品として提供するなど、様々な防災関連事業に活用できないか検討しているところです。」との答弁がありました。

次に、「議会事務局」の予算について審査を行いました。

委員より、「新型コロナウイルスの影響から研修旅費を減額したが、今後のコロナの状況もどうなるのか分からないため、オンラインでの研修などを実施してはどうか。」との質疑があり、議会事務局長から、「議員の皆様にお諮りしながら検討していきます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、陳情第 1 号「所得税法第 56 条の廃止を求める陳情書」であります。

議会事務局長からの趣旨説明の後、関係課の意見を求め、税務課長から、「所得税法第 56 条では『家族の給与等は経費として算入しない』とありますが、次の第 57 条により、特例として白色申告、青色申告ともに経費として算入することが認められています。所得税につきましては、納税者が所得税法に従い、白色申告または青色申告のどちらかを自ら選択する申告納税制度となっており、国は青色申告を推奨しています。」との意見がありました。

委員より、「本件は、『法第 56 条の廃止を求める陳情書』とあるが、廃止すると所得税法全体がゆがめられ、適正な税務が行えなくなると思う。第 56 条の廃止よりも第 57 条の金額を上げる改正のほうが適当ではないか。また、『働く実態は同じでも申告方法の選択で差別するな』とあるが、事業主にとって有利な申告方法を選ぶことは差別ではないため、不採択でいいのではないか。」などの意見がありました。

以上のような審査を経た結果、陳情第 1 号は不採択すべきものと決定いたしました。

最後に、9 月定例会の総務常務委員会で保留となっていました「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出について」であります。

議会事務局長から、「本件は、他の自治体の動向も踏まえて再審査となりましたので、県内 13 市に確認したところ、10 市が全国市議会議長会からの意見書（案）のとおり提出されています。」との説明がありました。

委員より、「5 項目ある要望事項のうち、2 項目と 4 項目はそのままでは適さない内容だと思われる。全国市議会議長会の決定した意見書（案）を変えないのであれば提出しなくてよいと考える。」との意見があり、事務局長から、「全国市議会議長会が決議した項目なので、これに賛同することが適切かと思われます。」との補足説明がありました。

以上のような審査を経た結果、意見書の提出は行わないことと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

○13 番（大倉幸也君） 13 番、大倉です。

ただ今説明がありました議案第 74 号について反対の立場で討論いたします。

まずは、なぜこのタイミングで出すのかということです。委員長報告にもありましたように、今回の畜産クラスターの裁判とかいろいろあっている中で、住民への事前説明とか十分な討論を踏まえた上で出すべきだと思います。市長や職員は行動や印鑑を押したことに責任を持つべきであり、公正な判断をしなければならないと思います。阿蘇市にこのような条例が必要か。市に非があっても、この条例で守ってもらうという考えが見えてきます。公人として責任ある仕事をするのが当然のことだと思いますし、賠償責任もあると思われます。市政の怠慢にもつながりかねない、このような条例には反対をいたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 74 号「阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について」、採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 74 号は起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

起立多数です。したがって、議案第 74 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 75 号「阿蘇市部設置条例等の一部改正について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 75 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 75 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号「阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 76 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 76 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 77 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 77 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号「所得税法第 56 条の廃止を求める陳情書」について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第 1 号は、委員長の報告のとおり不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、陳情第 1 号は、委員長の報告のとおり不採択といたします。

2 文教厚生常任委員長

① 議案第 78 号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

② 議案第 80 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について

③ 議案第 82 号 令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について

④ 議案第 83 号 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について

⑤ 議案第 84 号 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について

⑥ 議案第 85 号 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（湯浅正司君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました、議案第 78 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」他 5 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報

告をいたします。

令和3年第4回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案6件であります。12月1日、午前10時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第78号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」であります。

委員より、「健康保険法施行令第36条の規定を勘案し、必要があると認める場合は3万円を上限に加算するとあるが、詳細な説明を。」との質疑があり、ほけん課長から、「第36条は、出産一時金及び産科医療補償制度のことになります。出産時に重度の脳性麻痺になった場合、補償金が支払われることとなりますが、掛金が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられたことに伴い、出産一時金の支給総額を維持するため、1万2,000円を加算するものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第80号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算（第9号）について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より、「小中学校の光熱水費が増加したとの説明を受けたが、子どもたちが生きていくための道徳的なことを考えれば、教育の一環として、節電に対する意識向上のためにも、教室の照明やエアコンを小まめに消すなど、学校長の会議等で提案したらどうか。」との質疑があり、教育長から、「4月当初から、各学校に対して節電、節水等に関連するものには、当課で作成したマニュアル等に沿って取り組んでいただくよう周知しています。新しい施設では、トイレなど自動的に電源が切れる装置も取り入れ、また、冷暖房につきましてもマニュアル等に沿った温度設定に取り組むなど、子どもたちに十分理解を求めながら学校を挙げて節電等に取り組んでいます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「小学生の新入学児童祝金として5,000円支給しているが、他に新入生に対して何か補助しているのか。」との質疑があり、学務係長から、「小学校に入る際に身に着ける防犯ブザーや黄色の帽子など、安全協会や警察等も含め、民間企業等から支援をいただいております。」との答弁がありました。また、委員より、「熊本県内でも児童に対してランドセルを支給する自治体がある。財政が厳しいのは分かっているが、将来を担う子どもたちへの支援を手厚くしなければ阿蘇市自体が衰退してしまう。子どもたちに対しての支援を真剣に検討してほしい。」との意見がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より、「備品購入費の午睡ベッド1,000万円について、何台予定しているのか。」との質疑があり、子育て支援係長から、「管内の公立保育園、私立保育園及び認定こども園の全14園で約1,000台を予定しています。」との答弁がありました。また、別の委員より、「保護者の週末の持ち帰りが軽減されるということですが、ベッド導入になれば、敷布団はいら

なくなるのか。そのあたりの詳しい説明を。」との質疑があり、福祉課長から、「園によって若干変わってきますが、冬場は、床暖房であれば、敷布団はいらなくてもいいかもしれませんが、午睡ベッドはメッシュ状のシートとなっていることから、園によっては敷布団を持ってきてもらう形になるかもしれません。また、夏場は、恐らくタオルケットだけの持ち帰りで済むと思います。今後、状況等を見据えながら各園に判断していただこうと思っています。」との答弁がありました。

また、委員より、「児童館改修工事に伴い、使用目的は決まっているのか。」との質疑があり、係長から、「教育・交流の場として利用可能な状態に復旧した後は、地元の和太鼓活動や、子どもたちに関連した各種会議、研修等の利用を予定しています。」との答弁があり、また、課長から、「ファミリーサポート事業の預かりの場や子どもたちが集って利用できるような場所にしたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 82 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。

委員より、「国民健康保険システム改修業務委託料の減額について、高額な予算が見送りになっている。国がシステムを構築することは知らなかったのか。国や県を含めた連携ができていないのではないか。」との質疑があり、ほけん課長から、「熊本県内ほとんどの市町村がこのシステム改修の準備を進めていましたが、今年度途中で国から令和 7 年度末に共同システムを構築するとの情報が出たため、他の市町村の動向も踏まえた上で見送ることとしたものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 83 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 84 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 85 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」であります。

委員より、「院内保育所について、収容人数や保育士の規模はどのくらいか。また、受け入れる子どもさんは、既に他の保育園に入園している子どもさんなのか、新規なのか。詳しい説明を。」との質疑があり、医療センター総務課長から、「離職防止ということで、病院職員の医師、看護師を対象としています。収容人数は、スペースを考えた場合、10 名が上限

となり、保育士の確保は、それに対して 3 名を計画しています。」との答弁がありました。また、別の委員より、「現在、対象となる方は何名いるのか。」との質疑があり、課長から、「昨年、産休に入られた看護師が多いときで 17 名いましたが、既に希望されている方が 2、3 名おられ、来週には保育所の説明会を行いますので、もう少し増えると思います。」との答弁がありました。

また、委員より、「新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業費補助金の後期分や来年以降の見通しはどうなっているのか。」との質疑があり、事務部長から、「12 月分までは、今までどおりの補助金要綱で交付されると思いますが、年明けの 1 月分からは、病床単価の減額など、補助金の内容が若干変更されるとの情報が 있습니다。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 78 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 78 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 78 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 82 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 82 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 82 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 83 号「令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 83 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 83 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 84 号「令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 84 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 84 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 85 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算（第 3 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 85 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 85 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。いいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、10 時 45 分から再開いたします。

午前 10 時 36 分 休憩

午前 10 時 45 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 79 号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について
- ② 議案第 80 号 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について
- ③ 議案第 81 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- ④ 議案第 86 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」）
- ⑤ 議案第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇中央公園）

○議長（湯浅正司君） 次に、経済建設常任委員会に付託をいたしました、議案第 79 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」他 4 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） 経済建設常任委員会委員長報告を行います。

令和 3 年第 4 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 5 件であります。12 月 2 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 79 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」であります。

委員より、「本施設は指定管理者を募集したところ応募がなく、現在は直営での運営となっているが、今後の管理運営の方向性についてどのように考えているか。」との質疑があり、観光課長から、「今年の夏、企業に向けたサウンディング調査を実施し、施設の活用法について様々な提案を受けています。また、地域の区長会からも意見をいただいておりますので、これらを整理し、時期を見て、管理者の募集を改めて行う予定です。」との答弁がありました。

また、委員より、「時代に合わなくなった市内施設の整理も進んでいる。宿泊客などの利用者を呼び込むため、多額の経費をかけて改修等を行い事業を継続するより、違う使い方も視野に入れて検討するべきでは。」との質疑があり、経済部長から、「今回、新たにオートキャンプの利用料等も条例に加えていますが、今後も多様な利用方法について検討したいと思っております。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より、「住宅管理費の修繕料が 1,000 万円の増額補正となっているが、修繕を行う団地とその内容は。」との質疑があり、住宅係長から、「対象の団地は特定しておらず、広範囲に対応します。老朽化により多くの修繕依頼がありますので、昨年度の実績と同程度の支出を見込み、増額しました。修繕の内容としては、水漏れ、雨漏り等の要望への対応が多くなっています。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

建設課長から補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より、「畜産振興費に臭気対策用機材を購入するための予算が計上されているが、畜産臭気対策の実証実験を含む事業の効果と今後の見通しは。また、改善の余地はあるのか。」との質疑があり、農政課長から、「畜産臭気対策として本年 4 月から乾燥黄土（リモナイト）を餌に混ぜて給餌する実証実験を行っており、臭気モニターの方々の観測により、臭いを抑

える一定の効果があることが判明しています。さらに、今回計上した予算により噴霧器を購入し、次亜塩素酸水を畜産施設内に散布することで悪臭物質のアンモニアを分解する取組も実証的に行っていく計画です。これらはあくまで軽減策であり、臭いを全くなくすることはかなり難しいため、畜産農家と地域の住民の方々が互いに共生できるような理解の醸成に努めていきます。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「林業振興費で有害鳥獣対策関係の予算が補正されているが、大分県境での有害鳥獣対策については進展が見えない。地元では野菜関係の被害も出ており、深刻な問題となっている。電気牧柵の補助もあるが、大規模な農家では相当な自己負担が必要となるため、設置ができずにいる。銃により成獣を捕獲するのが最も効果的であるとするが。」との質疑があり、課長から、「竹田市駆除隊とは交流協議を行っていますが、個体を減少させる取組にはつながっていません。しかし、竹田市では有害鳥獣が潜む場となる耕作放棄地を解消する取組が行われていますので、阿蘇市でも地域ぐるみでの対策について理解していただけるよう、成獣の捕獲と並行して講習会等の啓発活動も行っていきたいと思えます。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より、「商工振興費で営業時間短縮要請協力金市負担金が減額補正されているが、社会問題となっているこの協力金の不正受給が、阿蘇市において発生していないか。不正を見破れず支給が行われれば、協力金そのものに対する信頼が失われるが。」との質疑があり、まちづくり課長から、「県からは違法な事例についての情報は入っていません。また、県阿蘇事務所、保健所、まちづくり課で、時短中に一の宮と内牧方面の視察調査を行いました。申請された事業者は夜8時に店を閉めておられる状況でした。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より、「観光振興費で宿泊施設等事業継続支援金などの補正が計上されているが、阿蘇市の基幹産業を新型コロナウイルスから守っていくためにも、もうしばらく支援策を継続していくべきと考える。新型コロナウイルスの影響により廃業や倒産に追い込まれた事例は把握しているか。」との質疑があり、観光課長から、「観光施設での廃業や倒産はありません。支援継続に努めます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第81号「令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第86号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」）」であります。

まちづくり課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第87号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇中央公園）」であ

ります。

まちづくり課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告を終わります。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 79 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 79 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 79 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について」、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 81 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ）」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 86 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 86 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇中央公園）」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 87 号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 87 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」を除く案件について、討論、採決が終わりました。

これより、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 80 号「令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 9 号）について」、採決をいたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 80 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

この後、追加議案がございますので、このまま続行したいと思います。

お諮りいたします。委員会発議 1 件、議員発議 1 件が提出されました。この際、これを日程に追加しまして、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。よって、委員会発議 1 件、議員発議 1 件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただ今、日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました案件について、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、追加で付議された案件については、委員会の付託を省略することに決定をいたしました。

追加日程第 1 発委第 2 号 阿蘇市議会基本条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 1、発委第 2 号「阿蘇市議会基本条例の制定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

○**議会事務局長（本山英二君）** それでは、発委第 2 号を御覧いただきたいと思います。

発委第 2 号。令和 3 年 12 月 10 日。

提出者は、阿蘇市議会議会活性化特別委員会の谷崎利浩委員長でございます。

阿蘇市議会基本条例の制定について。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

1 枚めくっていただきますと 2 ページになりますが、阿蘇市議会基本条例を次のように定めるといことで、今回、9 章 26 条の条文となっております。内容につきましては、全員協議会におきまして事前に説明しましたので、概略の説明をしていきたいと思ひます。

2 ページにつきましては、議会の役割や基本条例の必要性について前文で記載をしております。文章は省略させていただきます。

3 ページになりますが、ここからが条例の内容となります。

まず、第 1 章、「総則」ですが、目的では、「この条例は、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会がその責任を果たすための基本的事項を定めることで、市民の負託に応え、市政の発展、市民福祉の向上及び地方分権の進展に的確に対応することを目的とする。」としております。また、この条例は、議会運営における最高規範と位置づけております。

次に、第 2 章、「議会、議員の活動原則」です。議会や議員における基本的原則を定めています。この中で、議会の申合せ事項については、現状と比較して適切かを検証し、常に改善を行うよう明記をしてあるところでございます。

次に、第 3 章、「市民と議会の関係」についてであります。ここでは、議会は、市民参加を基礎とする市民の代表機関として位置づけ、必要に応じ市民の意見、意向、要望等の把握に努めることとしております。

4 ページになります。第 4 章の「議会と市長等の関係」でございます。議会と市長等の関係の基本原則として、議会は、二元代表制の下、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言を通じて市政の発展に取り組まなければならないと明記しています。

また、反問権につきましては、市長等は、議長または委員長の許可を得て、議会の会議及び委員会において、議員の質疑等に対する論点の整理と確認のため反問することができるように定めております。

それから、下のほうの第 5 章、「議会機能の強化」でございます。ここでは、委員会の適切な運営や、積極的な議員相互の議論、議案の提出を規定しています。

5 ページになります。次に、第 6 章、「議会定数及び議員報酬」ですが、議員定数につきましては、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状、課題、将来の予測などを十分勘案するとともに、市民の多種多様な意見を市政に反映できるものでなければならないと明記しています。また、議員報酬については、「議会制民主主義の安定と市民の負託に応える議員活動確保の正当な対価として定めなければならない。」とし、特に特別職報酬等審議会の開催について期限を定めて要求できるよう明記をしております。

第 7 章、「議会及び議会事務局の体制整備」です。議員研修、議会事務局の体制及び議会図書室の充実、また予算の確保について明記をしております。

6 ページになります。第 8 章、「議員の責務及び見直し手続」です。条例や規則等を遵守すること。また、この条例の見直しの手続について明記しています。

第 9 章の補則ですが、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組み、推進することを明記しています。

最後に、附則としまして、この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行するとしております。以上、終わります。

○議長（湯浅正司君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、谷崎利浩君。

○議会活性化特別委員長（谷崎利浩君） それでは、発委第 2 号、提出者の提案理由を説明いたします。

議会活性化特別委員会は、阿蘇市議会が決議機関であるとともに、政策提言の場として、よりよい地方自治の在り方を追い求め、活発な議論を通じ、議会が目指す自治体の展望を具現化するために、議会の役割と活動の指針を市民に対して明確にする「阿蘇市議会基本条例」の制定議案を提出いたします。

この条例は、前文において、地方自治を取り巻く環境と議会基本条例の必要性をうたい、9 章 26 条の条文からなっております。工程におきましては、県内の基本条例を制定した市町村の条文を参考にして、阿蘇市の発展に必要と思われる項目を付け加え、原案を作成し、委員会において憲法や地方自治法、市町村議長会発行の資料、また再度市町村の条文を調査して、その整合性や妥当性を繰り返し審議し、本市の実情を踏まえた内容となるよう作成したものです。

各議員におかれましては、より一層、市民に信頼される議会の構築を目的としたものでございますので、条例の必要性を御理解いただき、制定について御賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発委第 2 号について採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 御異議なしと認めます。したがって、発委第 2 号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 2 発議第 1 号 阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 2、発議第 1 号「阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（本山英二君） それでは、発議第 1 号を御覧いただきたいと思います。

発議第 1 号。令和 3 年 11 月 29 日。

提出者は、菅敏徳議員並びに園田浩文議員でございます。

阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出しますということでございます。

1 枚めくっていただきますと 2 ページになりますけれど、阿蘇市議会議員定数条例の一部を改正する条例。

阿蘇市議会議員定数条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照表でも分かりますとおり、定数「20 人」を「16 人」に改めるものでございます。

附則につきましては、この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される本市議会議員の一般選挙から適用するということです。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

菅敏徳君。

○10 番（菅 敏徳君） それでは、発議第 1 号、提出者の提案理由の説明を行います。

阿蘇市議会議員の定数については、前回の市議会議員選挙が無投票であったことを踏まえ、議会活性化特別委員会における調査及び審議により削減の方向性が示されました。また、県内各市の議員定数を見ましても、人口規模が阿蘇市に近い上天草市や水俣市も定数 16 人での確な運営をされておられます。さらに、昨今の高齢化と人口減少に加え、増大する社会保障費等に対応できる財源確保が将来に向けての大きな課題となる中、議会運営の確固たる維持と市民からの負託に応えるためには次期改選時から議員定数を現行の 20 人から 4 人減の 16 人とすべきと考えます。

議員各位におかれましては、議会機能を低下させることなく、信頼ある議会運営を継続するため、本改正案に御賛同いただきますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。

○議長（湯浅正司君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

11 番議員、市原正君。

○11 番（市原 正君） 11 番、市原です。

議会活性化委員会で定数を減らす提言がっておりますので、定数減には賛同いたしますが、いきなり 4 議席も削減をする必要はないと考えておりますので、今議案には反対の立場であります。

その理由として、阿蘇市は、人口は少ないが、面積が非常に広いということ、そして、その中で、やはり議員のいない地区がそろそろ出てきているということで、あまりにも 4 議席を減らすということは無謀ではないかと考えております。今回は 2 議席の減でいいのではないかと考えておりますので、反対をいたします。

それから、もう 1 点、今、常任委員会は 3 つの委員会で構成をされております。これを 16 人にした場合、あまりにも 1 委員会当たりの人数が減少してしまうので、18 人であれば 6 人ということで、まあまあいける人数ではないかと考えておりますので、以上の点から、今回の議案には反対をいたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

9 番議員、園田浩文君。

○9 番（園田浩文君） 9 番議員、園田でございます。

私は、賛成の立場で討論を行います。

今年、令和 3 年 8 月の全国の市議会議長会の調査結果によると、人口 5 万人未満の市議会議員の実数平均というのは 16.8 人というのがはっきりと打ち出されております。提案理由と少し重なりますけれど、県内を見ても、阿蘇市よりも人口の少ない水俣市であっても、定数は 16 人、ほぼ同じ上天草市においても 16 人であります。しっかりと議会の運営もなされております。これから先、必ず訪れるであろう人口減少の波と、それに伴う市の財政面を見ましても、このたびの新型コロナウイルス感染症による影響も否めないのではないかと考えております。全国市長会の調査結果や県内市議会の状況を十分に踏まえると 16 人が妥当であり、これは多くの市民の方々が必ず納得されるものであると考えております。

また、次期改選時の定数が今後の議会において、議員は削減の方向で、今回委員会の中でも 16 人か 18 人かでかなり激論を行いましたが、今後これが、例えば 18 人で落ち着いて、18 人の定数になっても、前回改選時と同じく、もしかすると無投票になり得る可能性が全くないとは考えられないと思います。市民の負託に応える意味においても、全ての条件を勘案し、今後の希望の持てる阿蘇市を目指す上では 4 人減の 16 人が妥当であると私は考えております。その上で、発議第 1 号については賛成の立場といたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発議第1号について採決をいたします。

反対討論がありましたので、発議第1号は起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 座ってください。

9名の方が起立されて、起立少数です。したがって、発議第1号は、否決となりました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午前11時18分 散会